

訪問看護ステーション PandA運営規程

(事業の目的)

第1条 この規定は、合同会社hEdgeが開設する訪問看護ステーション PandA(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する重要事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)であり、主治医が必要と認めた患者、利用者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(開設者・事業所の名称等)

第3条 事業を行う開設者・事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ①開設者名称 合同会社hEdge
- ②開設者所在地 愛知県豊橋市向山東町160番地
- ③事業所名称 訪問看護ステーション PandA
- ④事業所所在地 愛知県豊橋市向山東町160番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

管理者:1名

看護師:2.5名以上(常勤換算)

理学療法士等:1名以上

事務職員:1名以上

(1)管理者

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

(2)看護職員等

看護師及び理学療法士等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ①営業日 月曜日から金曜日とする。(土曜・日曜は応相談)
- ②営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- ③営業時間外については電話等により24時間常時連絡・対応が可能な体制とする。
- ④土曜日、日曜日含め利用者様の状況に応じて、必要な場合には営業時間外の訪問も行う。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察、健康管理
- (2) 食事ケア、水分・栄養管理、排泄管理、清潔ケア

- (3) 療養、看護・介護方法のアドバイス
- (4) 褥瘡や創傷の処置
- (5) カテーテルなどの医療機器の管理
- (6) 医師の指示による医療行為
- (7) リハビリテーション
- (8) ターミナルケア
- (9) 認知症や精神疾患の方の看護
- (10) 家族など介護者の援助
- (11) 保険・福祉サービスなどの活用支援

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 通常の事業実施地域を越えた場合は15円/1kmのガソリン代を請求する。

3 死後の処置料は、20,000円とする。

(通常の事業実施地域)

第8条 通常の事業実施地域は、豊橋市、豊川市(一部)、蒲郡市(一部)、田原市(一部)の区域とする。
詳細地域については別添する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- ① ステーションにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、看護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ② ステーションにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ ステーションにおいて、看護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年2回以上)実施すること。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(業務継続計画の策定等)

第11条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 ステーションは、訪問看護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメントの防止・対策)

第12条 ステーションは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における各種ハラスメントを防止するために指針の周知、研修等を実施し、ハラスメント防止に努める。また、相談窓口を設置し相談を申し出やすい環境を整備する。

2 ステーションは、従業員が利用者、利用者の家族等へハラスメントを行うことがないよう、指針の周知、研修等を実施し、ハラスメント防止に努める。また、相談窓口を設置し相談を申し出やすい環境を整備し、申し出があった場合は速やかに適切な対応を行う。

3 ステーションは、従業員が利用者、利用者の家族等からハラスメントを受け、相当と認められる場合や利用者、利用者の家族等がステーションの指示に従わない場合は、サービスの提供を制限することができる。

(その他運営についての留意事項)

第13条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1カ月以内

② 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社hEdgeとステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

平成31年2月18日改定。

令和元年6月26日改定。

令和2年6月10日改定。

令和2年8月7日改定。

令和4年7月1日改定。

令和5年6月1日改定。

令和5年8月1日改定。

令和6年6月1日改定。

令和7年8月10日改定。